

香川県条例第19号

香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例の一部を改正する条例

香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例（平成17年香川県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(アスベスト排出等作業の実施の届出) 第9条 アスベスト排出等作業を伴う建設工事（以下「 <u>特定工事</u> 」という。）の発注者（建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。以下同じ。）又は特定工事を請負契約によらないで自ら施工する者（以下「 <u>特定工事の発注者等</u> 」という。）は、アスベスト排出等作業の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生によりアスベスト排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。 (1) 略 (2) <u>特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</u> (3) <u>特定工事の場所</u> (4)～(7) 略 2 前項ただし書の場合において、当該 <u>特定工事の発注者等</u> は、速やかに、同項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。 3 略 (計画変更命令) 第10条 略 (解体等工事に係る調査及び説明等) 第10条の2 <u>建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事</u> (当該建設工事が特定工事に該当しないことが明らかなものとして規則で定めるものを除く。以下「 <u>解体等工事</u> 」という。)の受注者（他の者から請け負った解体等工事の受注者を除く。以下同じ。）は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行うとともに、規則で定める	(アスベスト排出等作業の実施の届出) 第9条 アスベスト排出等作業を伴う建設工事（以下「 <u>解体等工事</u> 」という。）を施工しようとする者は、アスベスト排出等作業の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生によりアスベスト排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。 (1) 略 (2) <u>解体等工事の場所</u> (3)～(6) 略 2 前項ただし書の場合において、当該 <u>解体等工事を施工する者</u> は、速やかに、同項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。 3 略 (計画変更命令) 第10条 略

ところにより、当該解体等工事の発注者に対し、当該調査の結果について、規則で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。この場合において、当該解体等工事が特定工事に該当するときは、第9条第1項第4号から第7号までに掲げる事項その他規則で定める事項を書面に記載して、これらの事項について説明しなければならない。

- 2 前項前段の場合において、解体等工事の発注者は、当該解体等工事の受注者が行う同項の規定による調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならない。
- 3 解体等工事を請負契約によらないで自ら施工する者（以下「自主施工者」という。）は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行わなければならない。
- 4 第1項及び前項の規定による調査を行った者は、当該調査に係る解体等工事を施工するときは、規則で定めるところにより、当該調査の結果その他規則で定める事項を、当該解体等工事の場所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

（作業基準の遵守義務）

第11条 特定工事を施工する者は、当該特定工事におけるアスベスト排出等作業について、作業基準を遵守しなければならない。

（作業基準適合命令等）

第12条 知事は、特定工事を施工する者が当該特定工事におけるアスベスト排出等作業について作業基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該作業について作業基準に従うべきことを命じ、又は当該作業の一時停止を命ずることができる。

（発注者の配慮）

第13条 特定工事の発注者は、当該特定工事を施工する者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該特定工事の請負契約に関する事項について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

（作業基準の遵守義務）

第11条 解体等工事を施工する者は、当該解体等工事におけるアスベスト排出等作業について、作業基準を遵守しなければならない。

（作業基準適合命令等）

第12条 知事は、解体等工事を施工する者が当該解体等工事におけるアスベスト排出等作業について作業基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該作業について作業基準に従うべきことを命じ、又は当該作業の一時停止を命ずることができる。

（注文者の配慮等）

第13条 解体等工事の注文者は、当該解体等工事を施工する者に対し、施工方法、工期等について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

- 2 解体等工事の注文者は、当該解体等工事を施工する者に対し、アスベストの使用状況等についての情報を提供するよう努めなければならない。

(適用除外)

第14条 第9条から前条まで(第10条の2を除く。)の規定は、アスベスト排出等作業のうち大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第18条の15第1項又は第2項の規定に基づく届出をするものには適用しない。

2 第10条の2の規定は、解体等工事のうち大気汚染防止法第18条の17第1項又は第3項の規定に基づく調査をするものには、その要する調査の範囲において、適用しない。

(アスベスト排出等作業の内容の掲示義務)

第15条 特定工事を施工する者は、当該特定工事を施工するときは、規則で定めるところにより、当該特定工事におけるアスベスト排出等作業の内容を、当該特定工事の場所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(報告の徴収)

第22条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、解体等工事の発注者若しくは受注者、自主施工者、特定工事を施工する者又はアスベスト含有材料を使用した建築物等の所有者に対し、解体等工事に係る建築物等の状況、アスベスト排出等作業の状況、大気中のアスベストの粉じんの飛散状況、アスベスト飛散防止措置の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

(立入検査)

第23条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、解体等工事に係る建築物等若しくは解体等工事の現場、特定工事を施工する者の事務所又はアスベスト含有材料を使用し、若しくは使用しているおそれがある建築物内に立ち入り、解体等工事に係る建築物等、アスベスト排出等作業の状況、大気中のアスベストの粉じんの飛散状況、アスベスト飛散防止措置等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2・3 略

第27条 略

(1) 第22条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした解体等工事

(適用除外)

第14条 第9条から第12条まで及び前条第1項の規定は、アスベスト排出等作業のうち大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第18条の15第1項又は第2項の規定に基づく届出をするものには適用しない。

(表示義務)

第15条 解体等工事を施工する者は、当該工事現場の見やすい場所に、規則で定める様式により当該アスベスト排出等作業の内容を表示しなければならない。

(報告の徴収)

第22条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、解体等工事を施工する者又はアスベスト含有材料を使用した建築物等の所有者に対し、アスベスト排出等作業の状況、大気中のアスベストの粉じんの飛散状況、アスベスト飛散防止措置の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

(立入検査)

第23条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、解体等工事の場所、解体等工事を施工する者の事務所又はアスベスト含有材料を使用し、若しくは使用しているおそれがある建築物内に立ち入り、アスベスト排出等作業の状況、大気中のアスベストの粉じんの飛散状況、アスベスト飛散防止措置等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2・3 略

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第22条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした解体等工事

の発注者若しくは受注者、自主施工者又は特定工事を施工する者
(2) 略

を施工する者
(2) 略

第29条 略

(1) 略
(2) 第15条の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。
(1) 略
(2) 第15条の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成25年法律第58号）による改正前の大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の15第1項又は第2項の規定による届出がされた香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例第2条第3号に規定するアスベスト排出等作業については、改正後の第9条及び第10条の2の規定は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(規則への委任)

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。